

グループホーム 嬉楽家

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(長久手市指定 第2375000078号)

当事業所は、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下の
とおり説明します。

当事業所への入居は、原則として、要介護認定の結果「要支援2」若しくは「要
介護」と認定され、かつ「認知症」と診断された方が対象となります。
但し、要介護認定をまだ受けていない方でも、入居申込は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.	2
2. 利用サービス.	2
3. 事業所の概要.	2
4. 設備について.	3
5. 職員の配置状況.	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.	4
7. 利用者の義務.	9
8. 契約の終了について.	10
9. 身元引受人.	11
10. 反社会的勢力の排除.	12
11. 虐待の防止について.	13
12. 身体拘束について.	13
13. 苦情の受付について.	14

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛知たいようの杜
- (2) 法人所在地 愛知県長久手市根嶽 1201 番地
- (3) 電話番号 0561 - 63 - 2739
- (4) 代表者氏名 理事長 大須賀 豊博
- (5) 設立年月日 昭和 61 年 6 月 18 日

2. 利用サービス

- (1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）
平成 11 年 8 月 31 日指定 長久手市 2375000078 号

(2) 事業所の目的

当事業所は、介護保険法令に従って、ご利用者（以下「利用者」という）がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう認知症対応共同生活介護事業の提供を行うことを目的としております。

(3) 事業所の運営方針

当事業所では、要介護者の心身の特性を踏まえて、食事、排泄、入浴の介護、その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練を行い、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように努めます。又、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他事業者等と密接な連携を努め、総合的なサービスの提供を努めます。

- (4) 事業所の名称 グループホーム 嬉楽家
- (5) 事業所の所在地 愛知県長久手市前熊下田 155 番地
- (6) 電話番号 0561 - 61 - 2721
- (7) 管理者 山北 嵩也
- (8) 入居定員 18 名（9 名×2 ユニット）

3. 当事業所の概要

- (1) 建物の構造：木造二階建て
- (2) 建物の延べ床面積：498 m²
- (3) 営業日及び問い合わせ時間：年中無休、9：00～18：00（土日祝問わず）

4. 設備について

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居 室	18室	9室×2ユニット、すべて個室
居間・食堂・台所	2室	1室×2ユニット
浴 室	2室	1室×2ユニット、一般浴槽
事務室	1室	2階

※居室の変更

利用者から居室変更の希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

※設備に関する特記事項

トイレ	8ヶ所（すべて居室外・共用）	4カ所×2ユニット、すべて1階
洗面所	8ヶ所（すべて居室外・共用）	4カ所×2ユニット、すべて1階
冷蔵庫	2台（すべて居室外・共用）	1台×2ユニット
テレビ	2台（すべて居室外・共用）	1台×2ユニット
喫煙場所	なし	居室内は全室禁煙

5. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護保険事業所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	指定基準	現人員
1. 管理者	1名	1名
2. 計画作成担当者	1名	1名
3. 看護師	無	訪問看護と契約
4. 介護職（日中）	各ユニット3名	各ユニット3名
5. 介護職（夜間）	各ユニットに1名	各ユニットに1名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制		
介護職員	早番	6：30～15：30	2名
	日勤1	9：00～18：00	2名
	日勤2	9：00～14：00	2名
	遅番	11：30～20：30	2名
	準夜勤	15：15～0：15	2名
	深夜勤	0：00～9：00	2名
	準深夜勤	15：15～9：15	2名

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して、以下のサービスを提供します。

- | |
|-------------------------------|
| (1) サービス利用料金が介護保険から給付される場合。 |
| (2) サービス利用料金の全額を利用者に負担いただく場合。 |

(1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を差し引いた利用料金が介護保険から給付されます。

食事	介護職員の支援の下に、利用者全員で協力して、可能な限り食事を作って頂きます。但し、食費は介護保険給付対象外です。
	利用者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)	朝食：8：00～ / 昼食：12：00～ / 夕食：18：00～
排泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
入浴	入浴または清拭を週2回行います。
機能訓練	機能訓練として、手作業、買い物、草取り等を行って頂きます。
健康管理	介護職員が、毎日、血圧、脈拍、体温のチェックを行います。
相談及び援助	利用者及びご家族からの種々の相談に応じ、可能な限り必要な援助を行います。
その他自立への支援	生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第4条、第5条参照）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費・家賃・水光熱費等に係る自己負担額をお支払い下さい。

※サービスの利用料金は、利用者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。但し、実際にお支払いいただく金額は、利用日数・日常生活上必要となる諸費用実費、加算等により、増減することがあります。

【要支援の1日あたりの利用料金表(1割負担の場合)】

(1単位=10.27円)

要支援2	
サービス利用料金	7,692円
うち、介護保険から 給付される金額	6,923円
サービス利用料金 自己負担額	769円
家賃	2,274円
食材費	1,030円
水光熱費	850円
自己負担額合計	4,923円

【要介護の1日あたりの利用料金表(1割負担の場合)】

(1単位=10.27円)

要介護度	1	2	3	4	5
サービス利用料金	7,733円	8,092円	8,339円	8,503円	8,678円
うち、介護保険から 給付される金額	6,960円	7,274円	7,496円	7,644円	7,801円
サービス利用料金 自己負担額	773円	809円	834円	850円	867円
家賃	2,274円				
食材費	1,030円				
水光熱費	850円				
自己負担額合計	4,927円	4,963円	4,988円	5,004円	5,021円

※ 平成27年8月より一定以上所得者の方は2割負担となります。

平成30年8月より自己負担額が2割の方のうち、一定以上の所得者は自己負担が3割になります。

※ 各種加算（原則全員対象：サービス利用料金に加算されます。）

加算名	単位数		算定要件
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	37単位		関係医療機関や訪問看護ステーションとの連携により、24時間相談できる体制を確保した場合。
協力医療機関連携加算	100単位		急変時において医師または看護職員による相談体制、また施設からの求めで診療を行う体制を常時確保している場合。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位		認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位	介護福祉士の資格を持つ職員を70%以上配置、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置のいずれかに該当した場合。
	(Ⅱ)	18単位	介護福祉士の資格を持つ職員を60%以上配置した場合
	(Ⅲ)	6単位	介護福祉士の資格を持つ職員を50%以上配置、常勤職員を75%以上配置、勤続7年以上の職員を30%以上配置のいずれかに該当した場合。
科学的介護推進体制加算	40単位		「科学的介護情報システム（LIFE）」を用いた厚生労働省への情報提供・フィードバックの活用した場合。

看取り介護 加算(Ⅰ)	45日前～ 31日前	72単位/日	医師が終末期であると判断した利用者について、看取り介護を行った場合。
	30日前まで	144単位/日	
	前日及び 前々日	680単位/日	
	死亡日	1,280単位/日	
退居時相談援助加算		400単位	退居時に本人又は家族に必要な相談援助を行い、関係機関に情報提供した方
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算		200単位	医師により、在宅生活が困難であり、緊急利用が適当であると判断した場合且つ7日を限度
若年性認知症利用者 受入加算		120単位	初老期による認知症によって要介護となり、利用時に個別の担当を定めた方
入居者の入退院支援の取組		246単位/日	入院後一定期間内に退院が見込まれる場合、退院後の再入居の受入体制を整えている場合且つ1月に6日を限度。
初期加算		30単位/日	入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り算定が可能
介護職員処遇改善加算		(Ⅰ)	一か月の合計単位数に18.6%を乗じた単位

※ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します（別紙料金表参照）。

- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくもの（契約書第4条、第5条参照）
 以下は、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要〉

特別な食事 (酒等の嗜好品含む)	①食事持込は原則可能ですが、持込前に当施設に連絡下さい。 ②持込物は季節や利用者の状態に応じて、要相談となります。 ③持込の食事に要した費用は利用者負担となります。		
理髪・美容	美容師により出張カットサービス 利用料金：2,200円		
全体行事	4月 花祭り 5月 母の日 6月 父の日 7月 セタ 8月 夏祭り 9月 敬老の日	12月 クリスマス 1月 お正月 2月 節分 3月 ひな祭り ※行事については一部となります。	※外出行事は、天候不良等により中止の場合があります。 ※遠隔地への交通費等も利用者負担となります。
レクリエーション	※材料代等の実費は、利用者負担となります。		
複写物の交付	サービス提供についての記録は閲覧できます。 複写物を必要とする場合には1枚につき10円の利用者負担になります。		
日常生活上必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるもの。(おむつ代等)		
外出に係る費用	①通院・入院時 かかりつけ医の場合：無料 片道5km以内：無料 片道5km超：1kmあたり100円 ②以外の私用にかかるご利用（外食・外泊・帰省等） 100円／1km		
所定の料金 (契約書第22条参照)	利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る、家賃相当額をお支払いいただきます。		
個人持込による電化製品等の電気料金	個人持込の電化製品がある場合は、当事業所で定めている電気料金を徴収しております。※個人請求物品単価一覧表参照		
個別に必要な物品の料金	利用者やご家族が望んだ物品や、施設職員が利用者にとって日常生活上必要な物品と判断し、利用者やご家族が認めたもの。※物品内容に応じて要相談になります。		

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、以上の利用料金を相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求をしますので、請求書発効日の月末までに次期記載のいずれかの方法でお支払い下さい(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)。

①口座振替（引落日：毎月26日）

②下記指定口座への振り込み

名古屋銀行 長久手支店 普通預金 口座番号3104448

名義「社会福祉法人 愛知たいようの杜 理事長 ^{おおすか}大須賀 ^{とよひろ}豊博」

③事務所窓口での現金支払

(4) 医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者又はその関係者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	永井内科クリニック
所在地	愛知県長久手市氏神116
診療科	内科・小児科・循環器科・呼吸器科・胃腸科

医療機関の名称	祖父江クリニック
所在地	愛知県長久手市原邸819
診療科	内科・小児科・眼科

医療機関の名称	佐光内科
所在地	愛知県長久手市作田2丁目1105
診療科	内科

医療機関の名称	長久手内科胃腸科
所在地	愛知県長久手市岩作中島32-2
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ふくい歯科
所在地	愛知県長久手市東狭間108

(5) 利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第21条参照）

当事業所に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

① 検査入院等、7日以内の短期入院の場合

7日以内で退院された場合、本契約は継続されます。但し入院期間中であっても所定の利用料金（1日246単位の請求＋家賃（居室）の費用）をご負担いただきます。

② 7日以上3か月以内の入院の場合

7日以上入院された場合、契約を解除する場合があります。但し、契約が解除した場合であっても、3か月以内に当事業所に入所可能な状態で退院される場合には、当事業所に再び優先的に入所できるよう努めます。

③ 退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当事業所に再び優先的に入居することはできません。

(6) サービス提供時における事故発生時、その他緊急対応について

サービス提供時に、万一事故等が発生したり、状態が急変した場合には、速やかに必要な処置および主治医または事業所が定めた協力医療機関（（5）参照）への連絡・相談を行います。受診を要する場合には身元引受人・ご家族等に連絡し受診の手配・対応をいたします。

(7) 円滑な退居のための相談援助（契約書第20条参照）

利用者が当事業所を退居する場合には、利用者の希望により事業者は利用者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の相談援助を利用者に対して速やかに行います。但し、情報提供含むため、契約の終了後の医療・福祉サービス等が確約されるものではありません。

- | |
|---|
| ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
②居宅介護支援事業者の紹介
③その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

7. 利用者の義務

当事業所での生活を安心安全に送っていくため、守っていただく事項があります。

(1) 利用者の施設利用上の注意義務等（契約書第11条参照）

- | |
|---|
| ①施設及び備品の使用方法是正しく行っていただきます。
②安全を確保するため、サービス事業者は利用者の居室内の立ち入りをいたします。
③施設及び備品を故意的に又は重大な過失により、滅失、損失、汚損もしくは変更した場合、自己の費用により原状復帰するか、又は、相当な代価を支払うものとします。 |
|---|

(2) 利用者の禁止行為(契約書第12条参照)

- ①決められた場所以外での喫煙行為。
- ②ハラスメントその他迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う行為。
- ③喧嘩、口論、泥酔、騒音及び暴力等により迷惑を及ぼす行為。
- ④当施設の建造物若しくは備品に損害を与える行為。
- ⑤施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為。

(3) 利用者へのご理解をいただく事由について(契約書第14条参照)

当事業所が本重要事項説明書、契約書に基づいた違反行為を行った場合には、利用者に対しての損害賠償責任があります。以下の事由について、利用者又はその関係者には、損害賠償がなされない事由及び当事業所での生活上で避けることができない事由に対する理解をいただくことになります。

- ①契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴を故意につけずに、事故が起こった場合。
- ②利用者の急激な体調の変化による避けることのできない疾病、怪我（脳出血、感染症罹患、転倒による骨折等）を負い、又、当施設に自己の責に帰すべき事由ではない場合。
- ③(1)、(2)の違反行為により、事故が発生した場合。
- ④サービス事業者の指示・依頼に反して行った行為。

8. 施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当事業所との契約が終了する期日は、特に定めていません。したがって以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用者に退居していただくことになります(契約書第16条参照)。

- ①利用者が死亡した場合。
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合。
- ③利用者が主治医により認知症ではないと診断された場合。事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。利用者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)。
- ⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑦利用者から退居の申し出があった場合(詳細は、以下を参照ください)。
- ⑧事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は、以下を参照ください)。

(1) 利用者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間中でも、利用者から当事業所からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに、解約・解除を申し出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当事業所を退居することができます。

- ①介護保険給付又は対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③利用者が入院された場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型サービスを実施しない場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の利用者が利用者本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
- ⑧反社会的勢力の排除条項に該当した場合。

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退居していただくことがあります。

- ①利用者又はその関係者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
（ア）利用者またはその関係者が事業者の職員に対して行う、ハラスメント行為による著しい迷惑行為があり、健全な信頼関係を築くことができない場合。
- ④利用者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる又は入院した場合。
- ⑤利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。
- ④利用者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる又は入院した場合。
- ⑤利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。
- ⑥利用者又はその関係者が他施設を希望し、利用者が他施設に入所した場合。
- ⑦施設内禁止事項に該当した場合。
- ⑧反社会的勢力の排除条項に該当した場合。

9. 身元引受人（契約書第23条参照）

契約締結にあたり、身元引受人を立てることをお願いすることがあります。但し、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。尚、身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、家族又はその関係者等とします。身元引受人の役割は、以下の通りとします。

- ①契約に基づく利用者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
- ②身元引受人の負担は、極度額百万円を限度とし、負担する債務の元本は、契約の終了時に確定するものとします。
- ③利用者は、身元引受人が契約中に死亡もしくは辞退した場合には、新たに身元引受人を立てるよう努めると共に、当施設に対する一切の債務につき、新身元引受人は利用者と連帯してその履行の責任を負うものとします。
- ④利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続を円滑に進行するものとします。
- ⑤契約解除又は、契約終了の場合、当事業所と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めてもらいます。
- ⑥利用者が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理その他の必要な措置をしてもらいます。
- ⑦介護計画等、地域密着型サービス提供における各種同意書の署名・提出及びサービス提供上の相談・連絡の窓口として、当事業所に協力してもらいます。
- ⑧契約終了後の利用者の残置物の速やかに引き取りをしてもらいます。
- ⑨⑧にて残置物の引き取り義務を履行しない場合、当事業所より利用者又は身元引受人に引き渡すものとします。但し、引渡しに係る費用は、利用者又は身元引受人に負担してもらいます。
- ⑩当事業所は利用者に身元引受人がいない場合、利用者の残置物を処分することができます。但し、必要は利用者による負担となります。

10. 反社会的勢力の排除（契約書第24条参照）

利用者及びその関係者、当施設ともに、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、又反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。以下、相手方またはその関係者が該当する場合には契約を解除するものとし、損害が生じても賠償を要しないものとします。

- ①反社会的勢力に該当・利用及び関与している場合
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている場合
- ③暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用破棄・業務妨害その他に準ずる行為に及んだ場合

11. 虐待防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止についての 責任者	山北 嵩也
------------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果についてサービス従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) サービス従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、事業者及びサービス従業者又は利用者に係る関係者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 身体拘束について

事業者及びサービス従事者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- (1) 当施設における苦情の受付

施設相談窓口	担当者：	所長 山北 嵩也
	（不在時の場合、担当者から後日連絡となります。）	
	受付時間：	毎日 9：00～18：00
	場 所：	グループホーム嬉楽家 事務所
	電 話：	0561 - 61 - 2721
	F A X	0561 - 61 - 1066

苦情解決責任者：法人本部 福田 由貴子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

あいち福祉オンブズマン	FAX : 052-228-1738 書式指定はありません。 内容によっては、応答されない場合もございます。
長久手市役所 長寿課 介護保険係	愛知県長久手市岩作城の内60番地1 電話番号 0561-63-1111(代) 受付時間 8:30~17:15(月~金曜日)
愛知県国民健康保険 団体連合会 介護福祉室	名古屋市東区泉 1-6-5 電話番号 052 - 971 - 4165

- (3) 苦情を受け付けた時には所定の用紙に記入し、苦情解決責任者に速やかに報告する事を義務付けています。

(4) 第三者評価の実施状況について

実施の有無：有り

実施年月日：令和7年3月12日

評価機関名称：特定非営利活動法人 なごみ（和）の会

結果の開示：有り